# 行政事業レビューに係る行動計画

## 第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を設置し、チーム が責任を持って行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)を実施する。 チームの構成員は以下のとおりとする。

総 括 責 任 者:官房総括審議官

副総括責任者:官房総務課長

メンバー: 官房総務課会計室長, 官房総務課企画官, 官房人事課長

経済取引局総務課長, 経済取引局取引部取引企画課長

審査局管理企画課長

事務局:官房総務課,官房総務課会計室

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合(以下「外部有識者会合」という。)を設置し、外部の視点を活用したレビューを実施する。外部有識者は、チームの総括責任者である官房総括審議官が複数名指名する。

## 第2 取組の進め方

1 事業単位の整理

事務的経費,人件費等を除く全ての平成25年度の事業について,別途,行政改革推進本部事務局が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位(以下「事業単位」という。)を整理する。事業単位の整理に当たっては、レビューと政策評価との連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策と、当該施策を構成する事務事業に係るレビューの対象となる事業(以下「レビュー対象事業」という。)との対応関係を明記する。

- 2 レビューシートの作成及び中間公表
  - (1) 事業担当部署による点検及び行政事業レビューシートの作成 事業担当部署は、レビュー対象事業について、厳正な点検を行い、事業 単位ごとに、行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。) を作成する。官房総務課会計室長は、事業担当部署が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検行われ、適切に記入されているかチェックする。
  - (2) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次に掲げる期日までに 公正取引委員会のホームページ(以下「ホームページ」という。)において 公表する。

- ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則、公開プロセス開始日の10日前
- イ その他の事業は原則6月末、遅くとも7月上旬

### 3 外部有識者会合

- (1) チームは、原則、次のいずれかに該当する事業について、外部有識者会合において点検を求める。
  - ア 平成25年度に新規に開始したもの
  - イ 平成26年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、 平成27年度予算概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要 があるもの

このほか、チームは、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度 を目途に外部有識者の点検を受けることとなるよう平成25年度の事業の 中から事業を選定し、外部有識者に点検を求める。

- (2) 外部有識者会合に参加する外部有識者はチームの総括責任者が指名した 3名とする。
- (3) 外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、 外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (4) チームは、外部有識者による点検の結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

#### 4 公開プロセスの実施

(1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、次のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定する。その際、外部有識者会合を活用し、外部有識者から意見聴取等を行った上で選定を行うこととする。

ただし、原則、事業単位が1億円未満のものは対象外とする。

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど 内外から問題点を指摘されたもの
- エ 平成26年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)
- オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断され

るもの

- (2) 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、チームの総括責任者が 指名した3名と、行政改革推進本部事務局が選定した3名とする。チーム の総括責任者は、外部有識者からとりまとめ役を指名する。
- (3) 公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、 外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (4) 公開プロセスは6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局が定めるルールに従うものとする。
- (5) 公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを概算要求に向けての 事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合には、十分 な説明責任を果たす。
- 5 チームによる点検(サマーレビュー)及び概算要求等への反映
  - (1) チームによる点検(サマーレビュー)

チームは、レビュー対象事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(2) 概算要求等への反映

チームの所見を平成27年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室予算係は、事業担当部署がチームの所見を概算要求に的確に反映させているかチェックする。

また、事業担当部署は、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく記入する。官房総務課会計室長は、レビューシートの所定の欄において、チームの所見の反映状況等が具体的に分かりやすく記入されているかチェックする。

#### 6 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見と所見を踏まえた 事業の改善点、平成27年度予算概算要求における要求額等を記入したレ ビューシートを概算要求の提出期限までに公表する。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等をとりまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表する。

## 7 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

平成25年度の事業のほか、次に掲げる事業についても、事業担当部署 がレビューシートを作成し、記入可能な事項を記入の上、それぞれ次に掲 げる期日までにホームページにおいて公表する。ただし、平成27年度新 規要求事業については中間公表を行わない。

- ア 平成26年度から新規に開始した事業(以下「平成26年度開始事業」 という。)は、原則6月末、遅くとも7月上旬
- イ 平成27年度予算概算要求において新規に要求する事業(以下「平成27年度新規要求事業」という。)は、平成27年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

なお、平成26年度開始事業は、平成25年度の事業と同時期に、別途、行政改革推進本部事務局が示す様式に従って事業単位を整理する。

### (2) チームによる点検

チームは、平成26年度開始事業及び平成27年度新規要求事業についても、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

# (3) 概算要求等への反映

チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等をとりまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、次に掲げる期日までにホームページにおいて公表する。

- ア 平成26年度開始事業は、レビューシートの最終公表後1週間以内
- イ 平成27年度新規要求事業は、平成27年度予算概算要求の提出期限 後2週間以内

## 第3 平成26年度の取組のスケジュール

4月上旬 行動計画の策定・公表, 取組体制の整備

4月中旬 事業単位の整理、レビュー対象事業の選定

5月中旬~ 事業担当部署による点検・ 6月下旬 レビューシートの作成 5月中旬 チームによる外部有識者会合 対象事業及び公開プロセス 対象事業の選定

5月下旬~ レビューシートの中間公表 6月上旬(公開プロセス対象事業に限る)

6月下旬~ レビューシートの中間公表 7月上旬 (公開プロセス対象事業は除く) 6月上中旬 公開プロセスの実施

7月下旬 外部有識者会合の実施

